

令和8年度

## 学校いじめ防止基本方針

岡崎市立矢作西小学校

### 1 いじめに対する基本的な認識

<いじめの定義> (いじめ防止対策推進法第2条第1項)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの解消>

①被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査」より）

<いじめに対する基本姿勢>

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、いじめは、どの学校でも起こりうる問題であり、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題である。これらの基本的な考えをもとに、学校の全教職員が未然防止、早期発見、発見・通報後の措置に努める。対策は、保護者、地域の人々、関係機関と連携をとりながら、学校全体で組織的に対応していく。そして、解消に向けて継続的な情報交換、支援を行っていく。

<育てたい子どもの姿>

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心して安全に生活できる場でなくてはならない。日頃より、児童一人一人が自分は大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、校訓にある「考える やりぬく たすけあう」の理念のもと、「いのちを尊び、思いやりの心をもつ子」の実現を目指していく。

### 2 いじめ防止対策組織

週に一回「気になる児童連絡会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、

児童からの訴えを、特定の教員が抱え込まないように、組織として対応する。さらに毎学期「校内いじめ長期欠席対策委員会」を設置し、全職員で共通理解を図る。また、必要に応じて「ケース会議」を開く。校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生活指導担当教諭、養護教諭がケース会議に参加する。いじめの状況によっては、スクールカウンセラー（以下 SC）や児童相談員、市家庭児童課、警察、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）、スクールロイヤー等の外部専門家や教育委員会等関係機関の担当者等を加える。

### 3 いじめ防止等に関する基本的な取り組みについて

#### （1）いじめ未然防止の取り組み

いじめを未然に防ぐため教師と児童、児童同士の信頼関係の構築と心の教育が重要であると考え、以下の手だてを講じる。

- ① 令和8年度も、水曜日に 35 分間の休み時間をつくり、教師と児童、児童同士が関わるための時間を確保する。
- ② Web-QU の結果をもとに研修会を開き、児童個人や学級の状態を教員が把握し、充実した学校生活を送ることができる環境を整える。
- ③ ネットいじめを未然に防ぐために、学期に 1 回、情報モラルについての授業を行う。（市現職研修委員会学習情報部のカリキュラムを利用）
- ④ 生活科と総合的な学習の時間のテーマを「ふるさと いのち」とし、思いやりの心や郷土愛を育んでいく。
- ⑤ 道徳の時間を充実させるために専門講師を招聘し、職員の授業研修を行う。

#### （2）いじめの早期発見の取り組み

- ① 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員にいじめの定義や対応について共通理解を図る。
- ② いじめの兆候や懸念をとらえ、早期に対応するために毎月 1 回のアンケートを行う。記述式の「学校生活アンケート」を学期に 2 回（3 学期は 1 回、保護者と共に回答する機会をもつ。）さらに Forms による「心のアンケート」を年間 5 回行う。その結果を基に、個別面談を実施し、児童理解に努める。また、必要に応じて SC や SSW の協力も依頼する。
- ③ いじめに関するアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実状に合ったいじめ防止対策に努める。

#### （3）いじめに関する措置

いじめを認知したら、教職員が連携し、適切かつ迅速に対応する。場合によっては、臨時の「校内いじめ対策委員会」や「ケース会議」をもつなど、組織で対応できる体制を早急に整える。

大けがや生命にかかわる暴力や多額の金銭の授受があるような重大な案件については、教育委員会に報告し、児童相談所や警察、スクールロイヤーなどの関係諸機関と連携をとりながらその対応にあたる。

#### 4 重大事態への対応

＜重大事態とは＞（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、教育委員会と連携し、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取組に対する検証・見直し

昨年度は、言語コミュニケーションの齟齬から生じる心理的負荷が蓄積し、不適切な言動や身体的接触（暴力行為）に発展する事案が散見された。また、本校における事案の傾向として、教職員の死角や指導の及ばない場において発生するケースが大半を占めている。そのため、定期的実施している「生活アンケート」や「心のアンケート」の記述内容から、事後に実態把握に至る状況が増加している。そのことを踏まえ、以下のように行動する。

- (1) 当事者及び周囲の児童への丁寧な聞き取りを通して事案の全容を正確に把握し、個人対応にとどまらず、学年・学校全体での共通理解のもと、組織的な指導・支援を徹底する。
- (2) 児童が不安や困り感を抱えた際に早期に相談できるよう、学級担任だけでなく、複数の教職員が関わる相談体制を整備するとともに、「相談してよい」「話してよい」という雰囲気づくりを学校全体で推進する。
- (3) 日常生活の中で、教師と児童との信頼関係を構築するため、朝の会や帰りの会、休み時間、清掃活動等の教育活動を通して、児童一人一人の様子を把握し、継続的な声かけや対話の機会を大切にする「発達支援的生徒指導」を行っていく。
- (4) 検証をもとに、次年度の「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。

## ＜年間計画＞

	「いじめ長期欠席対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○児童、保護者へ相談方法やSCの周知 ○家庭訪問にて家庭生活の把握(必要に応じて) ○通学団会(毎学期)	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○児童、保護者へ相談方法の周知 ○身体測定	○授業参観 ○学校運営協議会 ○学校いじめ防止基本方針の周知
5月		○運動会 ○山の学習 ○Web-QU 実施 ○校外学習(随時)	○心のアンケート	
6月	○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証 ○現職研修 「Web-QU の活用」①	○クリーングリーン活動 ○情報モラル指導	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○教育相談週間	○授業参観・児童会行事
7月		○個別懇談会にて家庭生活の把握(必要に応じて)	○心のアンケート ○夏休みの生活指導	○個別懇談会
9月			○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○身体測定	○授業参観 ○PTA あいさつ運動 ○敬老会
10月	○現職研修(ケーススタディ)(必要に応じて)	○選手激励会(球技・音楽) ○学芸会 ○Web-QU 実施	○心のアンケート	
11月	○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証 ○現職研修 「Web-QU の活用」②	○人権標語づくり	○生活アンケート(いじめに関するアンケート) ○教育相談週間 ○就学時健康診断	
12月		○修学旅行 ○人権週間への取組 ○赤い羽根募金活動	○心のアンケート ○冬休みの生活指導	○個別懇談会 ○児童・保護者への学校評価アンケート
1月	○年間評価→検証	○保健指導(命の大切さ) ○生活・総合「ふるさと・いのち」の学習発表	○心のアンケート ○身体測定	○授業参観 ○学校運営協議会 ○学校評価アンケート結果の周知
2月	○いじめ長期欠席対策委員会での協議と検証		○教育相談週間 ○生活アンケート(保護者と共に回答するいじめに関するアンケート)	
3月		○感謝の会 ○6年生を送る会 ○一年のふり返り	○心のアンケート ○春休みの生活指導 ○次年度引継ぎ資料作成	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育充実 ○分かる授業の充実 ○委員会活動	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○日記	○児童会行事への協力 ○街頭補導での情報共有 ○民生委員会での情報共有

※いじめが発生した場合の対応については、いじめ対策委員会を中心に全職員で共通理解を図りながら対応する。

### 【重大事態の対応フロー図】

